

平成 29 年 6 月 13 日

株主各位

堺市堺区匠町 1 番地
シャープ株式会社
取締役社長 戴正呉

「第 123 期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

株主のみなさまにお送りしました「第 123 期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の記載及び本ウェブサイトに掲載の「第 123 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の一部に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって以下のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

【修正箇所及び修正の内容】

- 1 「第 123 期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」参考書類「第 1 号議案 定款一部変更の件」「2. 新旧対照表」のうち 12 頁「現行定款」の欄
修正の内容については、別紙 1 のとおり。
- 2 「第 123 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」参考書類「第 1 号議案 定款一部変更の件」「2. 新旧対照表」のうち 22 頁から 23 頁「現行定款」の欄
修正の内容については、別紙 2 のとおり。

以 上

(別紙1)

「第123期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」参考書類「第1号議案 定款一部変更の件」「2. 新旧対照表」のうち12頁「現行定款」の欄(変更箇所は_____のとおり)

- (変更内容) ①第40条第1項の規定につき、下線を削除
②附則につき、(新設)である旨を明記

(修正前)

12 頁	現行定款	変更案
	<p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><中 略></p>	<p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>附 則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、第6条におけるB種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</p> <p><u>(監査役の実任免除等に関する経過措置)</u></p> <p>第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。</p>

(修正後)

12 頁	現行定款	変更案
	<p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>附 則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、第6条におけるB種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</p> <p><u>(監査役の実任免除等に関する経過措置)</u></p> <p>第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。</p>

(別紙2)

「第123期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」参考書類「第1号議案 定款一部変更の件」「2. 新旧対照表」のうち22頁から23頁「現行定款」の欄。(変更箇所は_____のとおり)
 (変更内容) ①第40条第1項の規定につき、下線を削除
 ②附則につき、(新設) である旨を明記

(修正前)

22頁	<p style="text-align: center;">現行定款</p> <p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><中 略></p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>附 則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、第6条におけるB種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</p>
23頁	<p style="text-align: center;">現行定款</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p><u>(監査役の実任免除等に関する経過措置) 第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の実任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。</u></p>

(修正後)

22頁	<p style="text-align: center;">現行定款</p> <p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p style="text-align: center;"><前 略></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>附 則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、第6条におけるB種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</p>
23頁	<p style="text-align: center;">現行定款</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p><u>(監査役の実任免除等に関する経過措置)</u></p> <p>第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の実任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。</p>